

宿泊約款

第1条 (適用範囲)

- 1.当館がご宿泊のお客様との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものと致します。
- 2.当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものと致します。

第2条 (宿泊契約の申込み)

- 1.当館に宿泊契約の申込みをされる方は、次の事項を当館に申し出て頂きます。
 - (1)ご宿泊者名
 - (2)ご宿泊日及びご到着予定時刻
 - (3)ご宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - (4)その他当館が必要と認める事項
- 2.ご宿泊客が、ご宿泊中に前項2号のご宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた際、当館はその申し出がなされた時点で新たなご宿泊契約の申込みがあったものとして処理致します。

第3条 (宿泊契約の成立等)

- 1.宿泊契約は、当館が前条の申込みをお受けした際に成立するものとします。ただし、当館がご予約をお受けしなかったことを証明したときは、この限りではございません。
- 2.前項の規定により宿泊契約が成立したときは、ご宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払い頂きます。
- 3.申込金は、まず、ご宿泊客が最終的に支払うべきご宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金次いで賠償金の順序で充当し、残高があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還致します。
- 4.第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までに、お支払い頂けない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとして扱います。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨をご宿泊客に告知した場合に限りします。

第4条 (申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 1.前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがございます。
- 2.ご宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合、及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱い致します。

第5条 (宿泊契約締結の拒否)

- 1.当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じない場合がございます。
 - (1)ご宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2)満室により客室の余裕がないとき。
 - (3)ご宿泊される方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4)ご宿泊される方が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5)ご宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由によりご宿泊頂けないとき。
 - (7)石川旅館業法施行条例12条の規定する場合に該当するとき。

第6条 (ご宿泊客の契約解除権)

- 1.ご宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除頂けます。
- 2.当館は、ご宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約

の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前にご宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、ご宿泊客がご宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館がご宿泊客にお知らせしたときに限ります。

- 3.当館は、ご宿泊客がご連絡を頂かないでご宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になってもご到着されないときは、その宿泊契約はご宿泊客により解除されたものとみなし処理することがございます。

第7条 (当館の契約解除権)

- 1.当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがございます。
 - (1)ご宿泊客がご宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2)ご宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (3)ご宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (4)天災等不可抗力に起因する事由によりご宿泊頂けないとき。
 - (5)石川旅館業法施行条例12条の規定する場合に該当するとき。
 - (6)寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- 2.当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、ご宿泊客がこれまで提供を受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません。

第8条 (宿泊の登録)

- 1.ご宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録して頂いております。
 - (1)ご宿泊客の氏名・年齢・性別・住所及び職業
 - (2)外国人の方は、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日
 - (3)ご出発日及び出発予定時刻
 - (4)その他当館が必要と認める事項
- 2.ご宿泊客が、第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法によりおこなわれる際は、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示して頂いております。

第9条 (客室の使用時間)

- 1.ご宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までと致しております。ただし、連続してご宿泊頂く場合においては、ご到着日及びご出発日を除き、終日ご利用頂けます。
- 2.前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外に客室をご利用頂けます。この場合には1時間につきご宿泊代金の10%を追加料金として頂きます。

第10条 (利用規則の遵守)

- 1.ご宿泊客は、当館内においては、当館が定めた利用規則に従って頂きます。

第11条 (営業時間)

- 1.当館の主な施設等の営業時間は次の通りとなります。その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内致します。

- (1)フロント・キャッシャー等サービス時間
 - (イ)門限 午前 0時00分
 - (ロ)フロントサービス 午前 8時30分～午後 8時00分

- (2) 飲食等(施設) サービス時間
 (イ) 朝食 午前 8時00分～午前 9時00分
 (ロ) 昼食 午前12時30分～午後 3時00分
 (ハ) 夕食 午後 6時30分～午後 9時00分
 (ニ) その他の飲食等ルームサービス
 午後 8時00分～午後11時00分
 (3) 附帯サービス施設時間
 (イ) 売店 午前 8時00分～午後 8時00分
 (ロ) 浴場 午前 6時00分～午前10時00分
 午後 3時00分～午前 0時00分

2.前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更させて頂く場合がございます。その場合には、適当な方法をもってお知らせ致します。

第12条(料金のお支払い)

- 1.ご宿泊客にお支払い頂くご宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 2.前項のご宿泊料金等のお支払いは、通貨又は当館が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法によりご宿泊客のご出発の際又は当館がご請求させて頂きました時、フロントにおいて行って頂きます。
- 3.当館がご宿泊客に客室をご提供し、ご使用が可能になったのち、ご宿泊客が任意にご宿泊頂かなかった場合においても、ご宿泊料金は申し受けず。

第13条(当館の責任)

- 1.当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行によりご宿泊客に損害を与えた際は、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2.当館は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第14条(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 1.当館は、ご宿泊客に契約した客室をご提供できないときは、ご宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋させて頂きます。
- 2.当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料をご宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室をご提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料をお支払い致しません。

第15条(寄託物等の取扱い)

- 1.ご宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の障害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その障害を賠償致します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、ご宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は3万円を限度としてその損害を賠償致します。
- 2.ご宿泊客が、当館内にお持ちになった物品または現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の障害が生じた

きは、当館はその障害を賠償します。ただし、ご宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、3万円を限度として当館はその損害を賠償致します。

第16条(ご宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 1.ご宿泊客の手荷物が、ご宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、ご宿泊客がフロントにおいてチェックインされる際お渡し致します。
- 2.ご宿泊客がチェックアウトされたのち、ご宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者にご連絡をするともにそのご指示を頂くものとします。ただし、所有者のご指示がない場合、又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄の警察署に届けます。
- 3.前2項の場合におけるご宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第17条(駐車場の責任)

- 1.ご宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第18条(ご宿泊客の責任)

- 1.ご宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該ご宿泊客は当館に対し、その損害を賠償して頂きます。

別表第1 ご宿泊料金の算定方法(第2条第1項及び第12条第1項関係)

(内訳) ご宿泊客から頂く総額

- ご宿泊料金 ①基本宿泊料(室料+朝・夕食料)
 ②サービス料(①×15%)
 追加料金 ③追加飲食(朝・夕食以外の飲食料)及びその他の利用料金
 ④サービス料(③×15%)
 税金消費税{(①+②+③+④)×5%}

備考

- 1.子供料金は小学生以下に適用し年齢、内容に準じて料金を頂きます。
 - (1)大人に準じる食事と寝具をご提供したときは大人料金の70%
 - (2)子供用食事と寝具をご提供したときは大人料金の50%
 - (3)子供用食事をご提供したときは1,050円～
 - (4)寝具をご提供したときは3,150円
 - (5)施設のご利用のときは1,575円

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

	契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14日前
人数契約申込	30名様まで		100%		70%			30%			
	31名様以上		100%		70%			30%		10%	

(注) (1) %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

(2) 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受致します。

(3) 団体のお客様(15名様以上)の一部についてご契約の解除があった場合、ご宿泊の10日前(その日より後に申込をお引受けした場合にはそのお引き受けした日)におけるご宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる方については、違約金は頂きません。